

○大規模災害等に伴う交通規制実施要領の制定について

(平成24年10月11日 岩交通第71号、岩警備第60号警察本部長)

[沿革] 平成25年12月24日岩交通第70号・岩警備第46号改正
令和3年3月4日岩交通第14号・岩警備第14号改正
令和3年11月24日岩交通第63号・岩警備第63号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成24年10月15日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、災害時における交通管理要領の制定について（平成8年3月22日付け岩交通発第42号、岩警備発第35号）は、廃止する。

別添

大規模災害等に伴う交通規制実施要領

第1 総則

1 制定の趣旨

災害等の発生時の災害警備計画として、「大規模災害警備計画」及び「岩手県公安委員会・岩手県警察国民保護計画」が制定されていることに伴い、同災害等が発生した場合に実施する交通対策に関する細部事項を定めたものである。

2 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づく交通規制、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）に基づく交通規制、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく交通規制、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく交通規制及び道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第114条の5第1項の規定に基づく交通規制の要領及び緊急通行車両等以外の車両に対する通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）に関する取扱要領について必要な事項を定めるとともに、併せて、防災訓練実施時の交通規制等についても定めることを目的とする。

3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 一般災害

- 災対法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 大規模地震災害
大震法第2条第1号に規定する地震災害をいう。
 - (3) 原子力災害
原災法第2条第1号に規定する原子力災害をいう。
 - (4) 武力攻撃災害
国民保護法第2条第4項の武力攻撃による災害をいう。
 - (5) 防衛出動時規制
道交法第114条の5第1項の規定による交通規制をいう。
 - (6) 緊急交通路
災対法第76条第1項、大震法第24条、原災法第28条第2項、国民保護法第155条第1項及び道交法第114条の5第1項（以下「災対法第76条第1項等」という。）の規定に基づき指定する道路の区間をいう。
 - (7) 確認標章
災対法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び大震法施行規則（昭和54年8月6日総理府令第38号）別記様式第6の標章をいう。
 - (8) 届出済証
「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について」（平成7年11月16日付け岩規制第341号、岩警備第159号）に規定の別記様式第1緊急通行車両等事前届出済証をいう。
 - (9) 除外届出済証
「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について」（平成7年11月16日付け岩規制第341号、岩警備第159号）に規定の別記様式第3規制除外車両事前届出済証をいう。
 - (10) 警察署長等
警察署長及び高速道路交通警察隊長をいう。

第2 大規模災害等の発生時に実施する交通対策の基本的な対応

1 総論

- (1) 基本的考え方
 - ア 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。
 - イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。
 - ウ 通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。
- (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類
災対法第76条第1項は、大規模災害発生時等に公安委員会が「緊急通行車両……以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる」こととしているが、緊急交通路の通行を認めることとなる車両について、以下のとおり分類する。

ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策（災対法第50条参照）に使用される車両

【災対法第50条第1項】（抜粋）

災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、全国的斉一の下に緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とし、第2の1(2)イ(ア)の規制除外車両として整理することとする。

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類する。

(ア) 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（例：自衛隊車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

(イ) (ア)以外の車両

2 交通規制の具体的な実施内容

(1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

大規模災害発生時の交通規制は、基本的には第2の2(2)から(4)までのとおり実施するが、例えば、大型貨物自動車は第2の2(3)の第一局面からの対象としないこととして通行を認めることや、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施する。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報につ

いても迅速かつ正確な情報収集に努める。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長等による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

情報収集の方策としては、航空隊の広域運用、被災地の主要幹線道路を中心に道路障害等の実態把握のための先行情報隊の活用等「大規模災害警備計画」の被害状況把握要領に策定しているとおりであるが、道路管理者が整備している各種施設から得られる情報の活用や電力・ガス・通信企業等の民間のセキュリティーシステム、情報システムの利用等幅広い情報の収集を効果的に行うこと。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項等の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連絡・調整を開始する。

被害が広範にわたり、複数の都道府県をまたぐ緊急交通路を指定する必要が生じた場合などは、警察庁が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集約した上で、都道府県警察が実施すべき交通規制について、指導・調整を行うこととなる。

なお、災対法第76条第1項等の規定に基づく交通規制の実施前においても、周辺都道府県警察等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長等による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入抑制を図ること。

また、周辺都道府県警察等においても、関係都道府県警察と緊密に連絡・調整を行いながら、高速自動車国道又は自動車専用道路が緊急交通路に指定されると見込まれる場合には、インターチェンジ等からの車両の流入を制限すること。

(3) 第一局面（大規模災害発生直後）

ア 交通規制の内容

災対法第76条第1項等の規定に基づき、原則として、第2の1(2)アの緊急通行車両、第2の1(2)イ(ア)の規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの並びに第2の1(2)イ(イ)の規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

【規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両】

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 2 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 3 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 4 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

大規模災害発生直後においては正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が

少ないことに留意すること。

イ 交通規制の意思決定

大規模災害発生時には、災対法第76条第1項等に基づき、公安委員会の意思決定により緊急交通路を指定することとなるが、災害発生時は、公安委員会の意思決定手続を迅速に行うことが困難な状況も想定されることから、岩手県地域防災計画で指定されている緊急輸送道路の中から必要な路線を緊急交通路として意思決定し、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を予定している。

各警察署長等にあっては、緊急輸送道路以外の一般車両を通行させるための道路についてもあらかじめ実態把握し、危険箇所の解消のための必要な交通規制計画や道路管理者に対する要望などを実施すること。

また、緊急輸送道路であっても現実的には、被害を受けて走行ができない場合も予想されることから、把握した内容を速やかに交通規制課長に報告すること。

(ア) 岩手県公安委員会の意思決定

災害発生時における交通規制の対象車両、道路の区間及び期間を岩手県公安委員会の意思決定で実施することとする。

(イ) 意思決定内容

① 対象車両

緊急通行車両等以外の車両を道路における通行を禁止又は制限する対象車両とし、緊急自動車、災対法第76条第1項等に規定する緊急通行車両及び規制除外車両を除くこととする。

a 「緊急自動車」とは

道交法第39条第1項の緊急自動車

b 「災対法第76条第1項等に規定する緊急通行車両」とは

確認標章（有効期限が到来していないものに限る。）を掲示した車両であって、災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）を備え付けた車両

c 「規制除外車両」とは

(a) 確認標章（有効期限が到来していないものに限る。）を掲示した車両であって、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等の要領の制定について」（平成7年11月16日付け岩規制第341号、岩警備第159号）の別記様式第5の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）を備え付けた車両

(b) 災害対策に従事する自衛隊車両、米軍車両及び外交官関係の車両であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付している車両

② 道路の区間

緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する緊急交通路は、災害被害状況に応じて指定する。

③ 期間

緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する期間

は、初期的段階の交通規制の期間とする。

ウ 広報

全国で一斉に効果的な広報を行うことができるよう事前に広報案文や発表時間について警察庁との連絡・調整を行った上で、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない一般車両の通行は全て禁止されること等について、広報する。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報も積極的に提供し、交通規制に対する国民の理解を得るよう努めること。

エ 周知措置

(ア) 周知措置等

災対法による交通規制を行う場合、通常の道交法の規制と異なり、次の周知措置等が義務付けられている。

- ① 緊急通行車両等は、緊急自動車等を除き必ず標章を掲出する必要があること。
- ② 交通規制の対象とされる運転者の義務が設けられていること。
- ③ 当該道路において強制措置を伴う車両等の排除が行われること。

(イ) 周知事項

通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間等については、テレビ、ラジオ等のマスコミを活用することはもとより、垂れ幕、看板、情報板、警察車両をはじめ自治体等の広報車両の活用、現場警察官の広報等あらゆる広報手段を活用しての周知に努めること。

なお、災対法第76条第2項により、当該通行禁止等を行った当該公安委員会のみならず、隣接又は近接する都道府県公安委員会もそれぞれの都道府県内において通行禁止等の規制内容を直ちに周知させる措置をとることとなっている。このため、通行禁止等を行った当該都道府県公安委員会は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条第3項により、関係都道府県公安委員会に通行禁止等の内容を速やかに通知することとなる。

オ 交通規制の方法

(ア) 標示を設置して行う場合

交通規制は、災対法施行令第32条第1項の規定により、災対法施行規則別記様式第2の標示（以下「標示」という。）を設置して行うこととされている。

災対法では、交通規制に違反して通行している車両や駐車車両等の放置車両等に対し、警察官、自衛官又は消防吏員（以下「警察官等」という。）による強制措置が可能となったところから、区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に標示を設置し、車両の運転者等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知させること。

(イ) 現場の警察官の指示により行う場合

- ① 緊急を要するため第2の2(3)オ(ア)の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、警察官の現場における指示により規制を行うこと。

② 災害発生時は、警察官の配置ができないことが予想されるので、早期に標示による規制を行うこと。

(ウ) 道路管理者への通知

交通規制を実施する当該道路の管理者にあらかじめ所定事項を通知すること。

通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに所定事項を通知すること。

カ う回路対策

(ア) 緊急交通路以外の路線をう回路として設定し、う回誘導のため交通要点に警察官を配置すること。

(イ) う回路については、大量の交通量が予想され通常交通状況と異なることから、安全対策のために必要と認められるときは、大型車両の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、道路管理者と共同点検を実施し、危険箇所がある場合は必要な措置を講ずること。

(ウ) 信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官等の配置、発動発電機による電源の回復若しくは一時停止規制の実施等で対応すること。

キ 発災後の広報

警察署長等は、交通規制の実施について交通取締自動車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等により活発な現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置についての次の広報を行うものとする。

(ア) 家族との連絡、避難等には、車両を使用しないこと。

(イ) 通行禁止区等の域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空地等の道路外に車両を移動させること。

道路外に車両を移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車すること。

(ウ) 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させること。ただし、高速道路を走行中の場合は、

- ・ あわてずに減速した後、右側車線を緊急通行車両等の通行車線として空けるため左側路肩に寄せて停車し、エンジンを切る
- ・ カーラジオなどで、地震情報や交通情報を聞いて状況を把握する
- ・ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない
- ・ ラジオ、情報板等による警察、東日本高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導を待って行動する

の4大原則を守ること。

(エ) 通行禁止区域内又は緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、

- ・ 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する
- ・ エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする

- ・ 窓は閉め、ドアはロックしない
- ・ 貴重品を車内に残さない

の4大鉄則を守ること。

- (4) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に第2の1(2)イ(i)の規制除外車両を除外する。

【第2の1(2)イ(i)の規制除外車両】
規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整するものであるが、以下の車両が考えられる。

- 1 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 2 路線バス・高速バス
- 3 霊柩車
- 4 一定の物資を輸送する大型貨物自動車
 - ア 医薬品、医療機器、医療用資材等
 - イ 食料品、日用品等の消費財
 - ウ 建築用資材
 - エ 金融機関の現金
 - オ 家畜の飼料
 - カ 新聞、新聞用ロール紙

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整するものとする。

3 緊急通行車両等に係る確認手続

- (1) 確認の対象となる車両

災対法第76条第1項等に基づく通行禁止等の交通規制を行う場合には、緊急通行車両として使用される車両について、当該車両の使用者の申出により確認を行い、確認標章及び証明書を交付することとなる。

確認を行うべき車両については、災対法施行令第32条の2第2号で

- 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両

と規定されている。

ここにいう「災害応急対策」とは、災対法第50条第1項に規定するものをいう。

また、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であると判断される人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両について、当該車両の使用者の申出により確認を行い、確認標章及び除外証明書を交付することとなる。

- (2) 確認手続

届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとする。この場合、確認のため必要な審査は省略すること。

なお、届出済証については、以後の発災時における緊急通行車両等としての確認標章及び証明書の交付のために必要であることから、受け取ることなく申請者に返還すること。

ア 緊急通行車両事前届出者

(ア) 手続き

緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提出させるとともに、証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。

この場合、様式第1号「緊急通行車両届出書」に必要事項を記載させることにより証明書に複写となる方式をとることとしているので、同届出書に記載させること。

(イ) 確認手続きを実施する場所

届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察本部又は警察署若しくは交通検問所において行うことができるものとする。

(ウ) 確認標章、証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、確認標章及び証明書を交付するものとする。

(エ) 有効期限

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

イ 規制除外車両事前届出者

(ア) 手続き

規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提出させるとともに、除外証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

この場合、様式2号の規制除外車両届出書に必要事項を記載させることにより除外証明書に複写となる方式をとることとしているので、同届出書に記載させること。

(イ) 確認手続きを実施する場所

第2の3(2)ア(イ)の手続きに準用する。

(ウ) 標章、証明書の交付

規制除外車両であることの確認を行った場合は、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

(エ) 有効期限

第2の3(2)ア(エ)の有効期限に準用する。

ウ 事前届出者以外の車両に係る確認

(ア) 緊急通行車両

a 公安委員会は、届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行

わせるものとする。

- b 内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報は、当該対策本部のホームページ等に掲載されることが予定されている。

緊急通行車両であることの確認を行うに当たっては、当該ホームページ等を参照する（掲載がない車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させる。）とともに、証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。

- c 第2の3(2)ア(ア)(ウ)(エ)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書について準用する。

(イ) 規制除外車両

- a 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

- b 大規模災害発生直後（第一局面）においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

- c 交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も通行可能となった局面（第二局面）においては、2(4)に掲げるような車両を規制除外車両とすることが個別に警察庁において調整され、順次、規制除外車両の範囲が拡大されることから、同車両も規制除外車両であることの確認を行う。

- d 第2の3(2)イ(ア)(ウ)(エ)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び除外証明書について準用する。

なお、車両の形状や登録番号等によって外形上明らかな車両については、確認標章や除外証明書の交付を行わない場合もあり、交付を不要とする際は、警察庁において調整が図られる。

エ 緊急通行車両確認証明書、規制除外車両確認証明書及び同確認標章交付簿

緊急通行車両であることの確認手続きにより、証明書及び確認標章を交付した場合は、様式第3号「緊急通行車両確認証明書・確認標章交付簿」に記載し、規制除外車両であることの確認手続きにより、除外証明書及び確認標章を交付した場合は、様式第4号「規制除外車両確認証明書・確認標章交付簿」に記載して管理し、有効期限が経過又は使用用件の必要性を欠くことになった際は、確認標章について返納するよう教示すること。

(3) 確認標章及び証明書、除外証明書の整備

災害時において、確認標章及び証明書等を交付する必要があることから、あらかじめ確認標章及び証明書等の所在を明確にしておくとともに、交通検問所要員となる担当者に教養を実施すること。

また、交通検問箇所を確認標章及び証明書等を交付することとなることから、事前に必要数の準備をしておくこと。

(4) 県知事との調整

緊急通行車両等の確認手続、確認標章及び証明書等の交付は、県知事も行うことから、緊急通行車両等の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けている車両については、県知事も他に優先して確認することとしている。

第3 交通規制の実効性を確保する手段・方法等

1 交通規制要員の編成及び配置

警察署長等は、次により、緊急交通路確保のための交通規制要員を編成し、配置すること。

(1) 夜間帯（当直時間帯）の災害発生時

第一次交通規制においては、当直員等制服員及び招集員を中心に交通規制要員を編成し、主要交差点等に配置すること。

(2) 昼間帯（勤務時間帯）の災害発生時

第一次交通規制においては、制服員及び参集者を中心に交通規制要員を編成し、主要交差点等に配置すること。

(3) 第二次交通規制においては、必要な交通規制要員（参集者を含む）を編成し、主要交差点等に配置すること。

2 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県警察を管理する公安委員会からの援助の要求により派遣される。その編成、運用、訓練等については、別途警察庁警備局長等連名通達「広域緊急援助隊の編成、運用、訓練等について」により定められているが、交通部隊の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊（交通部隊）の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

第4 交通信号機の減灯対策

災害時には、商用電源の供給停止によって信号機の機能が停止することが予想されることから、自動起動型発電機や可搬式発電機の整備を進めていくこととしているが、以下の対策を訓練等によって習得させること。

1 信号機用電源付加装置の活用

信号機用電源付加装置を点検整備し、重要交差点の信号機を対象に災害時に効率的活用を図ること。

2 警察官の手信号交通整理

警察官の手信号等による交通整理の訓練を日常的な業務の中で計画的に実施し、市民に浸透させること。

第5 駐車に関する措置等

1 駐車に関する指示

災対法第76条第1項等の規定により通行禁止等が行われた場合にあつては、災対法

第76条の2第1項及び第2項により、その規制区域又は区間に在る通行禁止等の対象となる車両の運転者は、通行禁止措置が行われた区域及び区間以外の場所へ車両を移動しなければならないこととされており、また、それが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両等の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならないと規定されている。

この駐車車両については、災対法第76条の2第3項により、道交法第44条から第51条の4及び同法第75条の8の規定は適用しないことと規定されている。

しかしながら、交通上危険な場所や災害応急対策活動の妨害となることが予想される場所（例えば、消防用の機械器具置場、消火栓、防火水槽の付近）等に駐車し、又は駐車しようとしている運転者に対しては、災対法第76条の2第4項により、現場警察官がその他の場所に駐車するよう指示すること。

2 強制排除措置

災害時においては、道路の損壊や停電による信号機の滅灯等、様々な要因によって交通が混乱し、広範な交通渋滞が発生することが予想され、車両の使用による移動をあきらめた運転者等が道路上に車両を放置したまま避難することが考えられる。

また、規制を無視して規制区間に流入して交通渋滞を惹起することも考えられることから、これらの対策として、災対法において、警察官等による措置命令及び自ら措置することが可能とされたところであり、措置をとるためやむを得ない限度において破損を伴う措置を行うことができる。

(1) 措置命令

災対法第76条の3第1項は、「警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる」と規定していることから警察官は、自ら措置をとるための前提となっていることも勘案のうえ、積極的な活動を図ること。

(2) 自ら行う措置

災対法第76条の3第2項前段は、警察官から措置命令を受けた者が命令に従わなかった場合やその者が現場にいないため措置命令をすることができない場合、すなわち措置命令が有効に機能しない場合には、警察官自らその措置をとることができることとしている。

(3) 破損行為

第5の2(2)の場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされている。

また、破損により生じた損失については、通常生ずべき損失の補償、すなわち社会通念上の一般的に生ずる損失については、当該都道府県が負担することとされている。

(4) 所轄警察署長等への報告等

強制排除措置の権限のうち、警察官が自らとった措置や警察官が現場にいない場合に限り認められている自衛官及び消防吏員がとった措置については、以後の損失補償に対応するため、措置をとった後速やかに所轄の警察署長等に報告すること。

ア 警察官が自らとった措置に係る報告

警察官が自ら措置をとった場合は、書面により所轄の警察署長等に対して報告し、報告を受けた所轄の警察署長等は、警察官が作成した報告書を添付して速やかに様式第5号の「緊急交通路確保のための命令・措置等実施報告書」により警察本部長に報告すること。

イ 自衛官及び消防吏員の措置に係る通知

(ア) 自衛官及び消防吏員が措置をとった場合は、様式第6号の「措置命令・措置通知書」により所轄の警察署長等に直接又は交通規制課長経由で通知がなされることとなっている。

この場合、破損前後の状況を撮影した写真を併せて送付するものとし、写真撮影ができなかったときは、破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影できなかった理由を通知書に記載することとしている。

(イ) 第5の2(4)イ(ア)記載の通知を受けた所轄の警察署長等は、通知書を添えて様式第5号により警察本部長に報告すること。

第6 大規模地震災害発生時の交通規制要領

1 大震法に基づく交通規制概論

大震法第3条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が当県を地震防災対策強化地域に指定し、同法第9条の規定により内閣総理大臣が警戒宣言を発令した場合（地震予知の段階で発令される。）は、大震法第24条に基づいて交通規制を実施することとなる。

この場合は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第11条に規定する交通規制等の手続きを実施すること。

2 大震法第24条に基づく交通規制要領等

大震法第24条に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年内閣府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）第5条第1項に規定する別記様式第4の標示を、交通規制をする区間の前面及び区間内の必要な地点における道路の中央又は路端に設置して実施する。ただし、緊急を要するため当該標示を設置するいとまのないとき、または当該標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により行うものとする。

その他当該交通規制に係る所要事項は、大震法施行令第11条及び第12条に規定されているが、道路管理者への通知、公安委員会への報告等所要の手続きは、一般災害と同じであることから、第2の2(3)(4)に準用して実施すること。

なお、車両の使用者の申出により、緊急輸送を行う車両であることの確認を行った場合は、大震法施行規則別記様式6の確認標章及び同規則別記様式7の緊急輸送車両確認証明書を交付するものとする。

第7 原子力災害発生時の交通規制要領

1 原災法に基づく交通規制概論

当県に係る原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言があった時から、同法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間は、原災法第28条第2項に基づいて災対法第76条第1項の規定を読み替えて適用し、交通規制を実施することとなる。

この場合は、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項により、災対法施行令第32条に規定する交通規制等の手続きを実施すること。

2 原災法第28条第2項に基づく交通規制要領等

災対法施行規則第5条第1項に規定する別記様式第2の標示を、交通規制をする区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における道路の中央又は左側路端に設置して実施する。ただし、緊急を要するため当該標示を設置するいとまのないとき、または当該標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により行うものとする。

その他当該交通規制に係る所要事項は、災対法施行令を読み替えて適用することから、道路管理者への通知、公安委員会への報告等所要の手続きは、一般災害に準じて行うものとし、第2の2(3)(4)に準用して実施すること。

第8 武力攻撃災害発生時の交通規制要領

1 国民保護法に基づく交通規制概論

武力攻撃がなされ住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第155条第1項に基づいて交通規制を実施することとなる。

この場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条の規定により、読み替えて準用される災対法施行令第32条に規定する交通規制等の手続きを実施すること。

2 国民保護法第155条第1項に基づく交通規制要領等

災対法施行規則第5条第1項に規定する別記様式第2の標示（「災害対策基本法に基づく車両通行止」とあるのを「国民保護法に基づく車両通行止」に変更して使用）を、交通規制をする区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における道路の中央又は左側路端に設置して実施する。ただし、緊急を要するため当該標示を設置するいとまのないとき、または当該標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により行うものとする。

その他当該交通規制に係る所要の手続きは、国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第32条を読み替えて準用することから、道路管理者への通知、公安委員会への報告等所要の手続きは、一般災害に準じて行うものとし、第2の2(3)(4)に準用して実施すること。

第9 防衛出動時規制の要領

1 防衛出動時の交通規制概論

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項の規定により内閣総理大臣から自衛隊に防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊等による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道交法第114条の5第1項に基づき、国民保護法第155条第1項の規定の例により、自衛隊等の使用する車両以外の車両の交通規制を実施することとなる。

2 道交法第114条の5第1項に基づく交通規制要領等

この場合は、第8の武力攻撃災害発生時の交通規制要領の例によること。ただし、別記様式第2の標示は、「災害対策基本法に基づく車両通行止」とあるのを「道路交通法第114条の5に基づく車両通行止」に変更して使用するものとする。

第10 防災訓練等実施時における交通規制等

1 防災訓練実施時の交通規制

- (1) 防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、災対法施行規則第5条第1項に規定する別記様式第1の標示を設置し、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して、交通規制すること。
- (2) 第10の1(1)の場合において、標示を設置することが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、これを行うこと。
- (3) 第10の1(1)の場合において、標示を設置する場所は、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し又は制限しようとする区域又は道路の区間の前面及びその区域又は道路の区間の必要な地点における道路の中央又は左側路端（歩道と車道の区別のある道路にあつては、歩道の車道側）とすること。
- (4) 警察署長等が交通規制をする場合は、様式第7号「災害対策基本法等に基づく交通規制実施報告書」及び様式第8号「交通規制の区域・区間又は場所一覧表」により警察本部長に報告すること。
- (5) 交通規制をする場合において、必要があると認めるときは、う回路を明示して一般交通の確保を図ること。
- (6) 防災訓練を実施する際に、交通規制をするときは、あらかじめ当該道路管理者の意見を聴くこと。
- (7) 防災訓練を実施する際に、交通規制をするときは、関係する公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等及び期間を通知すること。
- (8) 防災訓練を実施する際に、交通規制をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめその交通規制に関し、市町村広報紙やマスコミ等を通じて広報を行うこと。

2 留意事項

防災訓練を行う際の交通規制は、標示を設置して行うことが原則であるが、標示を設置して行うことが困難であると認められるときは、現場の警察官の指示により行う

こととなる。

この場合においては、標識車、カラーコーン、停止灯、ハンドマイク等を有効に活用し、一般ドライバーや沿道住民等が理解できるよう明確な交通整理・誘導を行い、無用なトラブルを生じさせないように十分留意すること。

3 国民保護法に基づく訓練の交通規制

- (1) 国民保護法第42条第2項に基づく国民の保護のための措置についての訓練を実施するときは、訓練の効果的な実施を図るため必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で通行禁止等を行うことができると規定している。
- (2) 国民保護法施行令第6条に基づく歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限の手続きについては、災対法施行令第20条の2の規定に準用する。
- (3) 国民保護法に基づく訓練時の交通規制要領については、第10の1、2に準用する。

なお、通行禁止等を実施する際の標示は、災対法施行規則別記様式第1中「災害対策基本法に基づく防災訓練通行止」とあるのは、「国民保護法に基づく訓練通行止」と読み替えて準用することとなる。

様式第 1 号

		年 月 日
<p>緊 急 通 行 車 両 届 出 書</p> <p>岩手県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 電 話 番 号 氏 名</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙はA 5とする。災害対策基本法施行規則別記様式第 4 「緊急通行車両確認証明書」と複写式で使用するものとする。

様式第 2 号

年 月 日		
規 制 除 外 車 両 届 出 書		
岩手県公安委員会 殿		
申請者住所 電話番号 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、A 5 とする。平成 7 年 11 月 16 日付け岩交通第 341 号、岩警備第 159 号「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について」に規定の別記様式第 5 「規制除外車両確認証明書」と複写式で使用するのとする。

岩手県警察本部長 殿

所属長 印

緊急交通路確保のための命令・措置等実施報告書					
実施日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
実施場所					
命令・措置 実施者	所属		採用年月日	年 月 日 勤続 年	
	階級		現階級昇任月日	年 月 日 在級 年	
	氏名		現所属配置年月日	年 月 日	
	生年月日	年 月 日生 (歳)		現係配置年月日	年 月 日
措置命令を受けた者	住所				
	職業		電話番号		
	氏名		占有者・所有者・管理者	男性・女性	
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	登録番号		車種	事業用・自家用	
措置を受けた者	住所				
	職業		電話番号		
	氏名		占有者・所有者・管理者	男性・女性	
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	登録番号		車種	事業用・自家用	
命令・措置の内容	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				

措 置 命 令 通 知 書
措 置 命 令

年 月 日

警察署長 殿

災害対策基本法第 7 6 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定において準用する
第 1 項の規定により措置命令
第 2 項の規定により措 置
を行ったので、同条第 6 項の規定により、下記のとおり通知
します。

所属名

氏 名

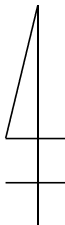
㊟

1	日	時	年 月 日 午前・午後				時	分
2	場	所						
3	(命令・措置) 実 施者		所属					
			氏名					
4	命令の 場 合	命令を受 けた者	住 所					
			氏 名					
			登録番号		車種	事業用・自家用		
	措置の 場 合	措置に係 る物件の (占有者 所有者・ 管理者)	住 所					
			氏 名					
			登録番号		車種	事業用・自家用		
5	(命令・措置) の 内容		----- ----- -----					

年 月 日	
送付先	交通規制課長 殿
発出所属長	警察署(隊)長
担当者	

災害対策基本法等に基づく交通規制実施報告書

(国民保護法に基づく交通規制実施報告書)

			規制台帳番号	
規制種別		規制対象	<input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
規制期間	・ 月 日 ~ 月 日 ・ 時 分 ~ 時 分	規制理由	防災訓練実施による安全確保 (国民保護法による訓練のための安全確保)	
規制区域 規制区間	道路名 () 規制距離 m			
規制図	N 			
備考	道路管理者の意見聴取	<input type="checkbox"/> 聴取済み <input type="checkbox"/> 管理者からの要請 <input type="checkbox"/> その他		
	交通規制の周知方法	<input type="checkbox"/> 市町村広報紙 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他		
	標示の設置状況・数量	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 警察官 <input type="checkbox"/> 枚		

交通規制の区域・区間又は場所一覧表

番 号	交通規制の種別	道 路 名	規制区域、区間又は場所	規制期間等		規制対象
				月 日	時間	
				月 日 ~ 月 日	: ~ :	
				月 日 ~ 月 日	: ~ :	
				月 日 ~ 月 日	: ~ :	
				月 日 ~ 月 日	: ~ :	
				月 日 ~ 月 日	: ~ :	